

有限会社木利園材 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年12月 1日～令和 5年11月30日までの 3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

●令和 3年 1月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：計画期間内に小学校就学前の子を養育する社員が、利用できる短時間勤務が取りやすい環境作りを行う。

<対策>

●令和 3年 3月～ 社内検討

●令和 3年 5月～ 社員への周知

目標3：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、時間外労働を20%の削減を行う。

<対策>

●令和 3年10月～ 社内検討

●令和 3年 1月～ 社員への周知